

手数料についての検討資料

論 点	1
① 開示請求手数料、開示実施手数料の在り方	
② 手数料減免の在り方	
1 手数料制度の趣旨	1
(1) 情報公開法要綱案の考え方	1
(2) 国会審議における手数料に関する法案修正、附帯決議等	2
2 開示手数料の額	3
(1) 開示請求手数料の算出根拠	3
(2) 開示実施手数料の算出根拠	4
(3) オンラインによる開示請求及び開示の実施に係る手数料の額	5
3 総務省における手数料の例	5
4 複数の行政文書の開示請求を行う場合の請求手数料に関する答申の例	6
5 手数料についての行政機関の意見等	8
6 開示手数料の減免について	10
(1) 手数料減免の理由	10
(2) 手続減免措置の活用状況	11

(参考) 都道府県・政令指令都市における開示請求に係る費用負担 (未定稿)

論 点

- ① 開示請求手数料、開示実施手数料の在り方
- ② 手数料減免の在り方

☆ 開示請求権制度の運用には、相当の労力と費用を要するため、開示請求者にはその公平な負担が求められる。このため、情報公開法制における手数料は、請求を抑制することのないような金額の範囲内で、制度の運営に必要な費用を回収することを目的としている。情報を記録する媒体及び手段の技術革新等も踏まえて、適正な手数料の額としていくことが必要である。

☆ 開示請求者の経済的な理由その他何らかの特別な理由により、開示請求者に手数料の負担を求めることが不適切と行政機関の長が認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとされている。平成 15 年度における経済的困難等を理由とした減免の申請件数は 21 件であり、そのうち減免が認められたのは 12 件となっている。

☆ 都道府県及び政令指令都市（計 60 団体）における開示請求に係る手数料・実費の状況をみると、白黒コピーにより写しの交付を行う場合、1 枚あたり 10 円としているところが 54 団体、20 円としているところが 5 団体、200 円に加えて 1 枚につき 20 円の手数料を課しているところが 1 団体である。また、カラーコピーの交付については、要する費用の相当額としているところも含めれば、ほとんどの団体で対応している。一方、手数料等の減免について規定を設けているところは、6 団体となっている。

1 手数料制度の趣旨

(1) 情報公開法要綱案の考え方（行政改革委員会）（抄）

「開示請求権制度の運用には、相当の労力と費用を要するため、開示請求者にその公平な負担が求められる。手数料の金額、徴収方法等は、技術的な問題を多く含むため、本要綱案では、行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによることとした。政令の策定に際しては、利用しやすい金額とすることに留意すべきである。」

(2) 国会審議における手数料に関する法案修正、附帯決議等

① 衆議院

○ 法案修正（平成 11 年 2 月 16 日）

第 16 条（手数料）に次の 1 項を追加

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額となるよう配慮しなければならない。

○ 情報公開法案に対する修正案提案理由説明（平成 11 年 2 月 12 日内閣委員会）

「第一に、手数料の額は政令で定めることとされておりますが、これを定めるに当たっては、開示請求に係る手数料は五百円以下とするなど、できる限り利用しやすい額となるように配慮しなければならないことを明記するものであります。」

○ 附帯決議（平成 11 年 2 月 12 日内閣委員会）

「政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること。」

② 参議院

○ 附帯決議（平成 11 年 2 月 12 日総務委員会）

「政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、一請求につき定額として内容的に関連の深い文書は一請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようにすること。」

2 開示手数料の額

開示請求は、法令で強制される性質のものではなく、基本的には開示請求者の自由意思に基づいて任意に行われるものであるから、制度を利用する者としなない者との公平性の観点から、制度の利用者の負担に帰すものとして手数料が設けられている。

開示請求に係る手数料として、開示請求の段階で開示請求者から徴収する「開示請求に係る手数料（開示請求手数料）」と、行政文書の開示の段階で「開示の実施に係る手数料（開示実施手数料）」とが規定されている。

手数料の額は、法 16 条 1 項において、「実費の範囲内において政令で定める額」とされており、現行の開示請求額及び開示実施手数料の金額は、情報公開法施行令の作成過程において、意見募集を行った上で、決定したものである（意見募集期間：平成 11 年 11 月 19 日から 12 月 20 日まで）。

なお、行政機関については、政令で統一的に手数料を定めることとしているが、独立行政法人等については、独立の法人格を有して自らの名において業務を行うものであることにかんがみ、各法人が手数料を定めることとしている。

（1）開示請求手数料の算出根拠

開示請求に係る事務コストとしては、(1)開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、(2)請求のあった行政文書の探索事務、(3)開示・不開示の審査事務、(4)決定通知書の記載等の書面作成事務、(5)決定通知書の送付事務及び郵送料のコストが想定される。

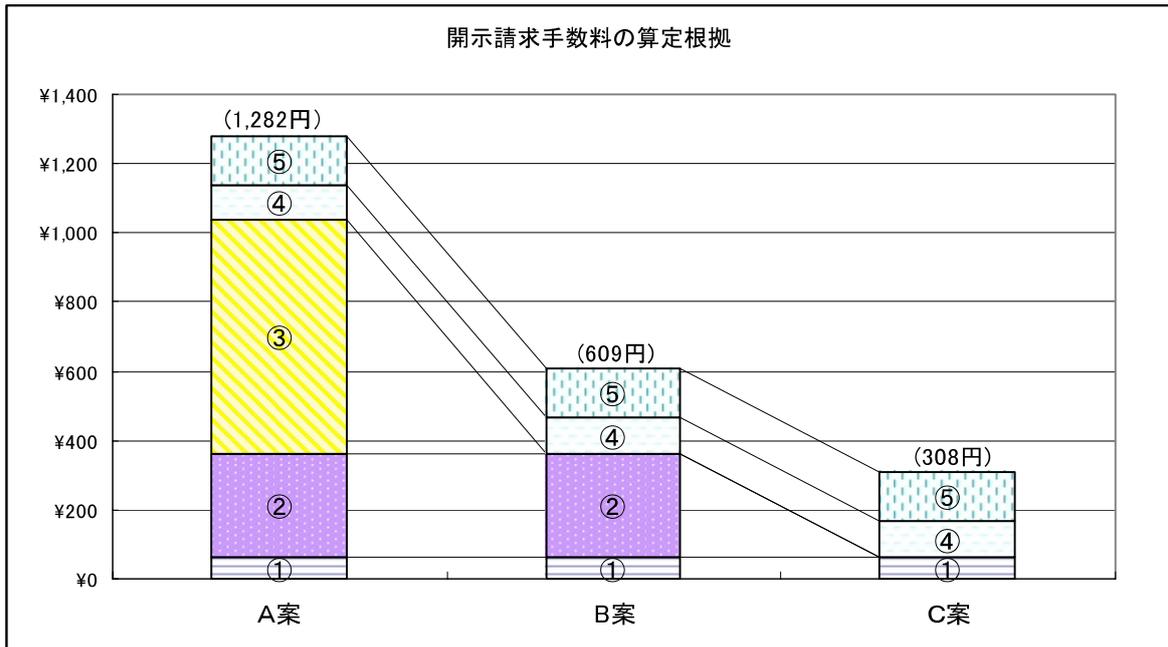
具体的には、次の 3 案が検討された。

(A 案：1250 円) (1)から(5)までの事務コストをすべて積算に含めたもの

(B 案：600 円) (1)から(5)までのうち(3)の審査事務コストを積算に含めないもの

(C 案：300 円) (1)から(5)までの事務コストのうち(2)の探索事務及び(3)の審査事務コストを積算に含めないもの

意見募集では、C 案が適当であるとする意見又は C 案よりも低額にすべきとする意見が多く出された。加えて、情報公開法の手数料規定の趣旨、提示した手数料額のうちもっとも低額のものが必要最少限の額であることから、開示手数料については C 案（300 円）とされた。



- ① 開示請求書の記載事項の確認等の受付事務（人件費・庁費/1分） 62円
- ② 請求のあった行政文書の探索事務（人件費・庁費/4.83分） 301円
- ③ 開示・不開示の審査事務（人件費・庁費（全部開示となるもの1分/一部開示・不開示となるもの1分/一部開示・不開示となるもの15分））
- ④ 決定通知書の記載、公印押印、封筒あて先記載等の書面作成事務
（人件費・庁費/1.67分） 104円
- ⑤ 決定通知書の送付事務（人件費・庁費/1分） 62円
郵送代 80円

注1) 人件費単価：1時間当たり3,688円、庁費単価：1時間当たり48円

注2) ③については、全部開示と一部開示・不開示との比率を3:7と想定し加重平均した額

(2) 開示実施手数料の算出根拠

開示実施手数料の額は、行政文書の種別（媒体）及び開示の実施の方法ごとに、開示の実施の準備に要する人件費、庁費、媒体代、写し等の作成を業者に委託する場合のコストを基に、従量逦増制を基本として設定されている。

例えば、「文書の写し」の交付として、算定に部分開示の事務コストを含めるもの（A案：1枚当たり50円）と含めないもの（B案：1枚当たり20円）の2案が検討され、意見募集を踏まえて、B案（20円）とされた。

なお、実際の手数料は、その額から、開示請求手数料相当額（300円）を控除することとされている。

(3) オンラインによる開示請求及び開示の実施に係る手数料の額

行政手続のオンライン化の一環として、平成 16 年 3 月 31 日から、行政機関に係る情報公開手続をオンラインで行うことができるようになり、手続に係る手数料についてもインターネット等を利用した納付への対応が可能となった。

書面による開示請求に係る手数料は 1 件 300 円であるが、これには開示決定等の通知書を郵送する際の切手代 80 円を含んでおり、オンラインによる開示請求の場合は開示決定等の通知をオンラインで行うことから、手数料の額をこの郵送切手代相当額 80 円を差し引いた 220 円としている。また、オンラインによる開示の実施手数料の額は、0.5 メガバイトまでごとに 220 円とされている。

3 総務省における手数料の例

- 平成 14 年 12 月に A 社、B 社及び C 社に支出された「会議費」にかかわる会議の名称、目的、日時、場所、出席者、出席者名、支出金額、費用の内訳がわかる文書

(開示決定日：平成 15 年 6 月/ 写しの交付：20 枚)

$$300 \text{ 円 (開示請求手数料)} + \underline{100 \text{ 円}} \text{ (実施手数料)} = 400 \text{ 円}$$

↳ 20 円 × 20 枚 - 300 円

- 平成 14 年職員団体会見録

(開示決定日：平成 15 年 4 月/ 写しの交付：46 枚)

$$300 \text{ 円 (開示請求手数料)} + \underline{620 \text{ 円}} \text{ (実施手数料)} = 920 \text{ 円}$$

↳ 20 円 × 46 枚 - 300 円

- 法令データメンテナンスシステム (改廃機能)

(開示決定日：平成 16 年 8 月 オンライン申請/ 写しの交付：138 枚)

$$220 \text{ 円 (開示請求手数料)} + \underline{2,540 \text{ 円}} \text{ (実施手数料)} = 2,760 \text{ 円}$$

↳ 20 円 × 138 枚 - 220 円

- 第 4 1 回、第 4 2 回接続委員会資料及び議事録

(開示決定日：平成 15 年 4 月/ 写しの交付：305 枚)

$$300 \text{ 円 (開示請求手数料)} + \underline{5,800 \text{ 円}} \text{ (実施手数料)} = 6,100 \text{ 円}$$

↳ 20 円 × 305 枚 - 300 円

○ 省庁間電子文書交換システムの詳細仕様について

(開示決定日：平成 15 年 8 月/ 写しの交付：573 枚)

300 円 (開示請求手数料) + 11,160 円 (実施手数料) = 11,460 円

↳ 20 円×573 枚−300 円

4 複数の行政文書の開示請求を行う場合の請求手数料に関する答申の例

参議院の附帯決議を踏まえ、情報公開法施行令 13 条 2 項は、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書、その他、相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示請求にかかる手数料の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすこととしている。これに関連する答申の例は、以下のとおりである。

◆ 請求された二つの行政文書が密接な関連を有するとは認められない二種類のファイルに属している場合に、1 件の開示請求手数料の支払いでは形式上の不備に該当するとされた例

「本件開示請求のように、二つの文書を特定して請求が行われ、当該開示請求に係る文書が相互に密接な関連を有するとは認められない二種類のファイルに属している場合において、処分庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、二つの行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、審査請求人が当該補正に応じなかった場合には、処分庁がこれをもって形式上の不備があると判断したことは妥当であると認められる。」

(審査会答申 15-284「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 66 条の 2 の規定による申告書類等並びに各原発において発見されたひび割れその他の損傷等に係る調査に際して作成及び取得した一切の文書の不開示決定に関する件」)

◆ 対象ファイルは相互に密接な関連を有するとまでは言えず、複数の行政文書ファイルを対象とした開示請求と認めるものの、行政文書ファイル名について、開示請求者が容易かつ的確に請求できるようにする必要があると付言した例

「令 13 条 2 項 2 号に言う相互に密接な関連を有する行政文書は、例えば、申請書と処分通知などの要請と応答に係るもの、訴訟、審判手続等における一事件に係るもの、会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料というような文書を使うものであるところ、本件対象ファイルには、上記 2 のとおりの多岐多様な内容の

文書が時系列に応じて、事項別に整理され、とじられていることが認められることから、本件対象ファイルに編てつされた行政文書相互間において、上記のような令13条2項2号が規定する相互に密接な関連があることを認めることはできない。

なお、本件対象ファイルは、兵器関連物資等不拡散室が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、当該各ファイルに編てつされた行政文書は、相互に密接な関連を有するとまでは言えないものである。しかしながら、諮問庁の行政文書ファイル管理簿において当該文書ファイル名が「北朝鮮1」から「北朝鮮8」までと記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分らず、一見、一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。

法38条の趣旨にかんがみると、行政文書ファイル名について、当該ファイルの内容を分かりやすくして、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるようにする必要があると考えられるところ、本件対象ファイルについては、2ヶ月あるいは3ヶ月ごとに時系列を基軸としてとじられているのであれば、単に連番を付して区別するのではなく、少なくとも行政文書ファイルとしてまとめられた時期を行政文書ファイル名の中に明示するなどの方法を採用することが望ましかったのではないかと考えられる。

また、諮問庁は、本件補正に際して、補正補足説明の中で、異議申立人が関心を有する事項に特定して件名を記載することを補正の一つの選択肢として上げているにもかかわらず、本件対象ファイルに編てつされた事項に関する情報について一切言及していない。法38条の趣旨にかんがみて、異議申立人が件名を特定するのに資する程度での内容についての情報提供がなされるべきではなかったかと思われる。」

「本件開示請求のように行政文書ファイル名を明示して行われたものであって、当該行政文書ファイルが複数のものである場合において、諮問庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、件名を特定するかあるいは複数の行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、異議申立人が当該補正に応じなかった場合には、諮問庁がこれをもって形式上の不備があると判断し、不開示としたことは、妥当であると認められる。」

(審査会答申15-209「北朝鮮1～8」の不開示決定に関する件)

- ◆ 対象ファイルは相互に密接な関連を有するとまでは言えず、複数の行政文書ファイルを対象とした開示請求と認めるものの、行政文書ファイルにいかなる文書が編てつされているか、誰にでも明確に分かるよう工夫する必要があると付言した例

「本件行政文書ファイルには、たとえば、本件指針について日米両国の間で協議が進められる過程において安全保障政策課の所掌事務との関連で同課が検討を担当した協議事項についての文書が事項別にとじられていることが認められる。具体的には、搜索救難や海上における船舶検査とそれに係る活動あるいは周辺事態における人道的活動といった事項に関して同課が作成した文書あるいは参考とするために取得した文書などが、それぞれ項目別に区分され、時系列に従って編てつされ、別々の行政文書ファイルにとじられているものである。したがって、このように別々の行政文書ファイルに編てつされた行政文書相互間において、上記のような令13条2項2号が規定する相互に密接な関連があることを認めることはできない。

以上から、本件開示請求のように行政文書ファイル名を明示して行われたものであって、当該行政文書ファイルが複数のものである場合において、諮問庁が、対象を一の行政文書ファイルに特定するか、件名を特定するかあるいは複数の行政文書ファイルのすべてを対象とし得るように必要な開示請求手数料を追加するよう、期限を定めて補正を求めた上で、同期限を相当過ぎたにもかかわらず、異議申立人が当該補正に応じなかった場合には、諮問庁がこれをもって形式上の不備があると判断したことは妥当であると認められる。

なお、本件行政文書ファイルは、安全保障政策課が必要とする情報を複数の行政文書ファイルとして編てつしたものであり、また、相互に密接な関連を有するとまでは言えないものであるが、諮問庁の行政文書ファイル管理簿において当該文書ファイル名が「日米防衛協力のための指針」関連1から同14と記載されているため、開示請求者の側から見てその内容が分らず、一見一の行政文書ファイルが分冊されたように誤認されるおそれがあるところである。したがって、開示請求を行おうとする者の便宜等を図る観点から、本件行政文書ファイルにそれぞれいかなる事項の文書が編てつされているかについて、だれにでも明確に分るよう工夫する必要があると考えられる。」

(審査会答申15-21「「日米防衛協力のための指針」関連1から14（1996年4月1日総合外交政策局安全保障政策課）の不開示決定に関する件」)

5 手数料についての行政機関の意見等

行政機関及び独立行政法人に対する調査において、手数料に関して出された意見は以下のとおりである。

- 収入印紙については、郵便局間で取扱い金種にばらつきがあり、請求者が利用しづらくなっている。また、歳入金納付システムを導入できない府省庁にご配慮をいただきたい。
- カラーでの複写についても政令別表第一に規定していただけるとありがたい。

- 類似の開示請求文書について、請求件数の数え方が、各省庁によって異なると、開示請求者から申出を受けたことがある。
- 開示請求件数の数え方について、迷うことが多い。

6 開示手数料の減免について

開示請求者の経済的な理由や何らかの特別な理由により、開示請求者に手数料の負担を求めることが不適切な場合が考えられる。よって、経済的困難その他特別の理由があると行政機関の長が認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとされている（情報公開法施行令第14条）。

（参考）情報公開法要綱案の考え方

「手数料については、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関の長の裁量によりこれを減免することができることとした。なお、開示請求権制度は、開示請求の理由を問わず、また開示された情報の利用に制約を課すものでないことから、請求の理由又は利用の目的による手数料の減免を一般的に認める規定は設けず、行政機関の長の合理的な裁量にゆだねることとした。」

（1）手数料減免の理由

条文では「経済的困難その他特別の理由があると認められるとき」と規定されており、減免の理由として、経済的困難の場合が例示されている。これは、負担能力主義の観点から、手数料を支払う資力がないと認められる者が制度の利用から隔絶されぬように、金額の全部または一部を軽減するものである。

また、請求が個人的利益の追求のためではなく、広範に不特定多数の人にとって利益となる場合に、請求にかかる費用負担を特定個人の負担に帰属させないように軽減するという考え方もある。

この公益目的の開示請求について手数料を減免すべきとの考え方について、「詳解情報公開法」では、「情報公開制度が開示請求の目的・理由を問わない制度であり、また、公益目的かどうかを事務的に確定することや、開示がなされた後の利用実態について確認することが極めて困難であることから、請求者の申出に基づいた公益目的の減免を一律に行う規定は置いていない」としている。

なお、施行令第14条第4項では、「行政機関の長は、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」としている。

諸外国の例をみると、アメリカの連邦情報自由法の場合には、開示が公益に資することが手数料の減免の理由とされているが、開示請求者の経済的困難を減免事由とする解釈が一般化しているわけではない。また、オーストラリアの情報公開法の場合には、経済的困難と公益目的の双方が手数料の減免事由として明記されている。

(2) 手続減免措置の活用状況

○ 経済的困難による減免

	行政機関名	申請件数	減 免 件 数	
			生活保護	その他
15 年 度	警察庁	1	0	0
	法務省	19	11	11
	国土交通省	1	1	0
14 年 度	法務省	8	1	0
	公安審査委員会	1	1	0
	外務省	2	2	0

都道府県・政令指令都市における開示請求に係る費用(未定稿)

(参考)

	閲覧等	コピー		電磁的記録を利用した場合					手数料等減免
		(白黒)	(カラー)	FD	CDR	MO	録音テープ	ビデオ	
北海道		10円	70円	80円	200円	×	250円	320円	
青森県		10円	60円	30円	50円	相当額+10円	60円	160円	
岩手県		10円	60円	50円	150円	440円	×	×	
宮城県		10円	50円	20円	150円	290円	50円	90円	
秋田県		10円	100円	×	×	×	×	×	
山形県		10円	10円	×	×	×	×	×	○
福島県		10円	100円	30円	×	×	100円	200円	
茨城県		10円	相当額	100円 (2件目から50円加)	350円 (2件目から100円加)	相当額	310円	380円	
栃木県		10円	×	200円	×	×	400円	500円	
群馬県		10円	×	×	×	×	×	×	
埼玉県		10円	相当額	40円	相当額	相当額	相当額	相当額	
千葉県		10円	70円	60円	相当額	相当額	340円	440円	
東京都	閲覧:10円/1枚(限度100円) 視聴:300円	20円	100円	100/1件+100円/1枚 (限度300円)	×	×	300円+260円	300円+290円	○
神奈川県		10円	40円	20円	×	×	160円	240円	
新潟県		10円	50円	90円	220円	×	150円	260円	
富山県		10円	80円	150円	220円	相当額	310円	340円	
石川県		10円	100円	40円	60円	×	150円	180円	
福井県		10円	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額	
山梨県		20円	80円	740円	200円+220円/0.5MB	×	600円	700円	○
長野県		10円	70円	90円	220円	×	150円	200円	
岐阜県		10円	50円	90円	510円	×	150円	210円	
静岡県		10円	50円	30円	400円	相当額	100円	160円	
愛知県		10円	80円	30円	150円	350円	100円	150円	
三重県		10円	40円	相当額(20円)	相当額(35円)	相当額	相当額	相当額	
滋賀県		10円	相当額	60円	170円	相当額	210円	300円	
京都府		10円	相当額	現物を提出の上、無料でコピー					
大阪府		10円	80円	80円	210円	540円	290円	350円	
兵庫県		10円	40円	30円	60円	290円	120円	200円	
奈良県		10円	50円	60円	相当額	相当額	250円	300円	
和歌山県		10円	60円	60円	相当額	相当額	250円	300円	
鳥取県		10円	80円	50円	相当額	相当額	130円	170円	
島根県		20円	50円	110円	150円	340円	190円	290円	
岡山県		10円	50円	20円	相当額	相当額	90円	110円	
広島県		20円	相当額	200円	相当額	相当額	相当額	相当額	
山口県		10円	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額	
徳島県		10円	110円	80円	相当額	相当額	150円	200円	
香川県	200円	200円+20円/1枚	200円+100円/1枚	200円+100円/1枚	200円+300円/1枚	×	400円	500円	○
愛媛県		10円	60円	30円	60円	×	90円	120円	
高知県		10円	50円	20円	相当額	相当額	80円	80円	
福岡県		20円	100円	80円	200円	相当額	400円	460円	
佐賀県		10円	40円	80円	250円		340円	400円	
長崎県		10円	60円	70円	140円	×	210円	270円	○
熊本県		10円	30円	60円	300円	650円	550円	600円	
大分県		10円	100円	20円+10円/KB	200円+10円/KB	相当額+10円/KB	200円	500円	
宮崎県		10円	50円	60円	100円	480円	120円	150円	
鹿児島県		10円	30円	20円	相当額	相当額	50円	80円	
沖縄県		10円	50円	30円	×	×	210円	350円	

(参考)

閲覧等	コピー		電磁的記録を利用した場合						手数料等減免
	(白黒)	(カラー)	FD	CDR	MO	録音テープ	ビデオ		
札幌市	10円	100円	30円	120円	×	130円	160円		
仙台市	10円	×	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額		
千葉市	10円	50円	60円	100円	×	200円	230円		
さいたま市	10円	80円	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額		
川崎市	10円	30円	50円	相当額	相当額	110円	250円		
横浜市	10円	100円	100円	200円	×	300円	400円		
名古屋市	10円	相当額	30円	150円	相当額	100円	150円		
京都市	10円	100円	相当額	相当額	相当額	相当額	相当額		
大阪市	10円	×	70円	×	×	250円	350円		
神戸市	10円	100円	30円	100円	×	150円	200円	○	
広島市	10円	100円	60円	相当額	相当額	220円	280円		
北九州市	10円	100円	50円	×	×	300円	400円		
福岡市	10円	30円	30円	×	×	170円	170円		

注1 情報公開法の制度運営に関する検討会の資料とするため、平成16年11月上旬、各地方公共団体のホームページ、電話等により調べた結果である。

- 2 「相当額」とは、地方公共団体が当該記録媒体を購入するのに必要な経費に相当する額を指す。
- 3 電磁的記録を利用した場合については、記録媒体の容量等の指定が地方公共団体により異なっている場合がある。
- 4 開示に係る手数料を手数料条例に規定していることから、条例上規定されている手数料減免措置が開示請求の場合にも及ぶとするものもある。
- 5 神戸市では、開示請求の際に、市外在住者については請求書1件当たり300円、商業的利用の場合は1件あたり1000円の手数料の支払いが必要である(これらの手数料を支払った者については、実施に係る費用が同額まで免除される)。